

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第34回）議事録

日時 平成28年10月7日（金）16:00～16:48

場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

出席者 （委員） 樫谷委員長、明石委員、金子委員、山根委員

（関係府省庁）

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 森田課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 黄地企画官

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 齋藤室長

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 星室長補佐

（事務局）

佐々木事務局長、川上事務局次長、田中参事官、佐藤参事官、小堀参事官、

竹村参事官補佐、井上主査

1. 開会

（樫谷委員長） それでは、定刻となりましたので、第34回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

2. 学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816）について

（樫谷委員長） 議事次第に沿って進めたいと思いますけれども、初めに、「学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816）について」であります。7月下旬に評価・調査委員会を開催いたしまして、構造改革特区法第8条に基づく措置要求を行うことについて意見が求められまして、内閣総理大臣及び文部科学大臣の連名により措置要求が行われました。

内閣府及び文部科学省におかれましては、先月末、伊賀市から回答を受け取ったそうでもありますけれども、事務局を通して委員会への報告との申し出がありまして、本委員会としても早急に報告を求める必要があると考え、開催に至ったものであります。本日は、伊賀市の回答について内閣府及び文部科学省からも説明を受けることとしております。

まず、内閣府より、御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

（田中参事官） 早速、御説明をさせていただきます。お手元の資料1と2を使って御説明させていただきます。

この伊賀市意育教育特区につきましては、これまで再三、国から市への指導、あるいは、市からウィッツへの指導、変更命令を行いまして、改善を求めてきたという状況でしたが、なかなか不適切な状態が十分に改善されないということで、8月1日に構造改

革特区法 8 条に基づく措置要求を行わせていただいたところでございます。その際、7月29日には委員会の皆様方の御意見を頂戴したところでございまして、ありがとうございます。

その後、伊賀市は、この措置要求を受けまして、学校教育法に基づく変更命令あるいは行政指導を行ってきたわけでございますけれども、伊賀市においては、ウィッツから報告を受けて、その報告をもとに当方の措置要求への回答がつくられ、先月末に我々としても受け取ったところでございます。

まず、資料1でございますけれども、確認で御説明させていただきますが、2ページをお開きいただきますと、この措置要求におきまして、4点、伊賀市に対して求めたところでございます。

1つが、特区法の御趣旨にのっとり、特区内で教育をしっかりと行うこと。

2点目が、教育上支障のない教員の数を確保すること。

3点目が、指導要領等に基づく教育の質をしっかりと確保すること。

4点目が、サポート施設と呼ばれる全国の民間施設、LETSという施設がございしますが、そこが実質的な教育を行っていたということで、それを正すべく、関係の契約の見直しをしっかりと行うこと。

以上4点でございました。

これに対しまして、資料2でございますけれども、9月30日に伊賀市から回答を得たところでございます。内閣総理大臣及び文部科学大臣に同様の回答を受けてございます。

「記」のところをお開きいただきますと、整理上、1と4と一緒に回答が作成されてございますけれども、特区内において教育を実施するということの担保措置としまして、1つは、教員を学校でしっかりと確保されていることがございますが、大きくはLETS、サポート施設との関係をしっかりと契約の中で担保する必要性があるということで、1と4をあわせて回答が整理されてございます。

まず、その回答でございますけれども、広域通信制の教育を形成する面接指導、試験、添削指導、それぞれにつきまして実施状況を記載しておりまして、それについては、例えば、スクーリングについては、授業型スクーリングということで、学校の中で行う。試験についても、同時にスクーリングに合わせて行うということで、その改善を行っているという記載がなされております。

特区内での実施につきましても、これは伊賀市において、確実に行われているという状況は確認しているということでございます。

しかしながら、教員体制についてはまだ十分ではないということ、そして、LETS、サポート施設との契約につきましても、ここに書いてございます、ちょうど真ん中あたりでございますけれども、14のLETS、14のサポート施設では、契約がまだしっかりと結ばれていないという状況にございます。すなわち、役割分担、学校とサポート施設の関係が、外形的にまだ整備されていない状況があるということでございます。

したがって、下のほうに行きまして、この会社自体は、適切な学習支援体制、管理・監督体制の改善には至っていないということが結論として書いてあります。

2番の教員の数についてでございますけれども、ピーク時は1,000名を超える生徒がいらっしゃるわけなのですけれども、教員の体制は極めて不十分だったという状況でございます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

3行目に「教員総数では、全日制や非常勤を含めて17名」と書いてございますが、ウィッツ側が提出した改善計画書では、生徒50人に対して1名以上、各教科1名以上の専任（常勤）を確保するとなっております。

市のほうで特に疑問視しているのが、各教科1名を常勤、専任を配置するという点についてでございますけれども、「しかし」以降に書いてございますが、3教科については確保しているけれども、7教科についてはまだ常勤教員が確保できていないという状況があるということでございます。

したがって、これについてもまだまだ不十分ではないかという結論でございます。

3点目の指導計画の策定や指導要領に基づく教育が行われていることにつきましては、最初に出てまいりましたスクーリング等の実施状況を添えて書いてございますけれども、ここにおきましても、やはり体制がまだ十分ではないということで、このままで継続することは不適切だという結論が記載してあります。

下のほう、回復措置の状況でございますけれども、単位認定できない生徒に対する再履修について実施がなされてまいりました。

次のページに移っていただきますが、これについても、しっかり完結していなければ、違法状態が解消されたとは言いがたいという状況にあるということでございます。

最後が、各論を受けて全体の取りまとめになってございますけれども、前段のほうは学校設立の歴史あるいはこれまで経緯についての遺憾である等の謝罪の念も書いてございます。

このページの真ん中のところでございますけれども、「当市意育教育特区学校審議会」のくだりがございますが、この回答を作成するに当たりまして、現地での審議会でも検討が重ねられまして、審議会の一つの考え方といたしまして、今の状態は、学校閉鎖命令を行うことが適当と言い得る状態にまで達しているという厳しい見方をしております。

しかし、現在、全日制で16名、通信制で325名の生徒さんがいらっしゃるということで、市といたしましては、直ちに閉鎖命令を行うのではなく、学校法人等の適切な他の運営主体により学校教育を継続するという可能性について、早急に検討していきたいと。

ただし、それについては、年内を目途に早期に結論を出していきたいという一定の期限を切りまして、市としての考え方、方針を最後に記しております。

最後のパラグラフから2つ目なのですけれども、「今後、然るべき対応を」というところでございますが、その運営主体の交代に当たりましては、今の運営会社であるウィッツ

がしっかり協力していくことが必要であるということで、それを促す意味で、もし真摯に対応しない場合は学校閉鎖もあり得るということに記載しているという状況でございます。

以上のように、市としての考え方としましては、学校設置会社、今の運営主体を早期に変更して、学校継続を進めていきたい。その期限として、年内には結論を出したいということが、最終的な結論でございます。

以上が、伊賀市の回答の御報告でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、文部科学省から何か補足すべき事があれば、よろしくお願いいたします。

(森田課長) 文部科学省の初等中等教育企画課長の森田でございます。よろしくお願いいたします。

ウィッツ青山学園高校の件につきましては、先ほど内閣府から説明があったとおりでございます。

きょうは、参考資料3という資料をお配りさせていただいておりますけれども、今回のこのウィッツ青山学園高校の問題を受けまして、文部科学省では、まず、省内の副大臣を主査とするタスクフォースを設置して、広域通信制高校の適正な運営についての集中改革プログラムというものをことしの3月に策定いたしまして、このプログラムに基づいて、本年7月から専門家会議を省内に設けまして、有識者の御意見を伺いながら、高校通信教育についてのガイドラインの策定を進めてまいりました。これが9月30日付でまとまりまして、9月30日付で局長通知の形で都道府県とか認定地方公共団体に対して通知を行ったものが、参考資料3の通知でございます。

今回のガイドラインは、各学校における主体的な学校運営の改善のための取り組み、それから、所轄庁における指導監督等に当たっての指針として策定したということをお述べております。

特に、ウィッツ青山学園高校に係る事案で生じたような事態が生じることのないように、所轄庁において指導監督に万全を期していただきたいということを求めたものでございます。

2ページ目から5点ほど記載しておりますけれども、各学校の管理運営等についての点検、評価を促すことなどをはじめとして、5項目に当たって所轄庁における指導監督の実施を依頼したというものでございます。

具体的なガイドラインにつきましては、4ページ以降に添付をいたしておりますけれども、学校の管理運営、教育課程、施設・設備、大きく3項目にわたって、各学校における適正な運営の指針として通知をしたというものでございます。

今後は、先ほど申し上げました集中改革プログラムに基づきまして、このガイドラインに沿って、一定の数の広域通信制高校を対象に、実地点検調査を所轄庁と一緒に、今後2年間かけて行っていくことを予定いたしております。

私からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの内閣府及び文部科学省からの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから。

このウィッツ青山学園の対応は、少しではなくてけしからぬ話だと思うのです。伊賀市についても、対応が後手後手に回っているようなイメージがあるのですが、これについて、伊賀市が指導しているのだけれども、遅過ぎるのではないかという考え方もあると思うのですが、彼らも努力はしているのだけれども、対応できなかったというところはどこにあるのかということが、まず1つ。

それから、この問題は、非常に広域を対象とする通信教育ですし、対象者はハンデを負った方々が中心になっていると聞いているのです。そうすると、その人たちに対する通信教育のあり方は、ガイドラインをつくっていただいて、これは大変素晴らしいことだと思うのですが、なかなか一律にできない部分があると思うのです。同じ通信教育といっても、対象者の状況によってきめ細かく対応していかなければいけないという部分があるのですが、そのガイドラインには、そういうきめ細やかさについて、どのように書かれているのか。まだ十分に読んでいないので申しわけありませんが、その2点について御説明いただきたいと思います。

(田中参事官) 1点目についてお答えさせていただきますが、伊賀市におきます、この学校に対しての指導監督は、当時は数名の兼務で対応していたということを聞いております。

しかし、この問題が生じて、ことしの5月に専属のスタッフを配置して、高校の校長先生のOBの方も雇用して、5名の対策室を設置して事に当たってきたという状況でございます。

したがって、当時の体制が、それをもってどうだったかというのは一概には比較論としては申しにくいところがございますけれども、少なくとも学校設置会社による学校を設置して、認可者としての責任を全うするという意識なり知識なりがどうだったかというところは、見直すべき点はあったのだろうとは考えております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

(森田課長) 2点ございましたうちの1点目は、先ほど内閣府から認識が示されて、我々も同じでございます、伊賀市において今回の問題が発覚するまでの所轄庁の指導に当たる職員の体制が非常に脆弱であったということに問題があったのではないかと考えております。

先ほど申し上げました、ことしの7月に立ち上げた文科省の専門家会議では、所轄庁からヒアリングも行いまして、ある認定地方公共団体の課長さんと担当者の方に来ていただいてヒアリングを行ったのですが、やはりその市も同じような状態でありまして、専門家会議の委員とか、あるいは文科省の義家副大臣から、その学校の極めて基本的なデータなどを質問してもすぐお答えできないような状態で、課長さんはその市の総務課長さ

んで、この特区のことだけを担当しているわけではなくて、ふだんの日常はほかのことを担当していて、ほとんど特区のことは関わっておられない。もう一人の担当者の方は嘱託か何かの方で、週に2回か3回来て、そこの担当をしておられるということで、専門家会議でも、所轄庁の体制について、委員の多くが非常に問題の認識を持たれたという実態がございます。

私どもは書面調査で各所轄庁の職員の体制も調査いたしましたけれども、認定地方公共団体においては、先ほど申し上げました兼務のような人を含めても1人だとか2人だとかで担当しているところが相当数あるということ、そこに問題があったのではないかと考えております。

広域通信制高校のもう一点の御指摘の点であります。檜谷委員長の御指摘のとおり、通信教育は、以前に、例えば、中退を経験された方とか、あるいは、不登校の経験者とか、そういった生徒さんもかなりおられて、そういう生徒さんに対して柔軟性のある教育機会を提供して高卒の資格を与えることができるということで、これは有効に活用いたしますと、そういった生徒さんたちにとって極めて意義の高い高校通信教育というものは、そういう意味で、充実させていくことが必要だと私どもは考えておりますけれども、他方で、この制度が柔軟であることが、今回のケースでは悪用された面があると思っております。そういうことのないようにしていただくという意味で、今回はガイドラインを策定したということで、どちらかという、きっちりした運営をしている通信制高校にとっては当たり前のことしか書いていないような面が多いと思っております。

きめ細かい指導という御指摘の点に関して申し上げますと、参考資料3、通し番号4ページ、ガイドラインでいきますと1ページになりますけれども、「1. 学校の管理運営に関する事項」の「(1) 教職員の配置等」というところで、②というところがございます。実施校の設置者は、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ることということを入れさせていただいております。

それから、通し番号としては9ページ、ガイドラインのページでいきますと6ページになりますけれども、「2. 教育課程等に関する事項」の「(6) その他」というところでありますが、③不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実を努めることと。実は、その不登校等の背景に、発達障害など特別な支援が必要な事情があるという生徒さんもおられます。そういったことにも対応して、その1つ上の②でありますけれども、特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育コーディネーターの指名等をはじめとする支援の充実を努めることも入れております。また、そういった生徒さんの卒業後の進路に対する支援も重要でありますので、④でありますけれども、進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、支援の充実を努めるといったことも盛り込んでいただいております。

以上でございます。

(樫谷委員長) 御説明をありがとうございます。

1個は、通信教育というと、何となく我々はコストを安くできるようなイメージをついつい持ってしまうのですけれども、そういう側面ももちろんあるとは思いますが、こういう一定のいろいろな多様な課題を抱えた生徒については、むしろ逆に少し手厚くしないといけないということを把握した上で、前提の上で、こういう制度というか、株式会社にしても、学校法人にしても、認可をしていかなければいけないということをおっしゃっているということによろしいのでしょうか。

(森田課長) はい。

(樫谷委員長) わかりました。

こういうものは、一般的な話として、株式会社の場合は補助という制度がないと聞いているのですけれども、学校法人の場合は、そういうハンデというか、一定の多様な課題の中できめ細かくやらなければいけないのですけれども、その場合には、国なのか県なのか市なのかわかりませんが、一定の支援はあるのですか。資金的な支援も含めて、あるのでしょうか。

(森田課長) 学校法人立、私立の高等学校の場合には、各都道府県が私学助成、経常費の補助を行っております。その経常費の補助は、県ごとに補助の仕組みをつくっておりますが、一般的には、大きく一般補助と特別補助に分かれておまして、一般補助は教職員数とか生徒数に応じて配分される部分、特別補助に、今、委員長がおっしゃったような、特にスクールカウンセラーを配置するとか、あるいは、障害のある生徒さんのための特別な支援体制をとるとか、そういった取り組みをしているところに対して特別に補助をするという部分がありますので、それによって支援を行っているということだと思います。

(樫谷委員長) これはそういう支援があるので、学校法人の場合は、財務的にはそれほど負担にならないような仕組みになっているのだと考えていいわけですね。

どうぞ。

(明石委員) 先ほどの内閣府と文部科学省さんの説明で私も非常に納得しまして、結局、伊賀市の問題は、市町村の教育委員会は、義務教育は強いだけれども、高等学校について非常に手薄、大体県立が多くて、私立の場合の学校法人は知事部局が担当しているんですね。それが市のレベルで広域の通信教育ということは、結局、意欲はあったのだけれども、それを運営する組織体制がなかったし、高校のことがわからない、高校のカリキュラムがわからない方が多かったのです。だから、後手後手に回ってきたなという感じがして、今回、伊賀市が反省してわかったと。これはもっと早くやってくればもっと内閣府も文科省もよかったのだけれども、少し後手かなと言うけれども、ここまで書いてくれたので、閉鎖命令もやむを得ない部分もあるかもしれないし、残った生徒に対するケアをしていきたいということまで言ってくれていますから、かなり前向きに考えてくれているかなという感じはいたしました。

もう一つ、ガイドラインのほうは、今、森田課長が言われましたように、「（６）その他」のところは非常に大事だと思うのです。結局、いろいろな課題を抱えた方がいらっしゃる中で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがいるとか、今のいろいろな通信教育を見ていると、個別に雇用していますね。そうしないと、生徒が定着しないのです。だから、こういう通信教育の経営者も、本気でやらないと生徒が集まってこないという。教科指導もしますけれども、キャリア形成とか心の病をどう安定させるかということもやりつつあるところは生徒募集で成功しているのです。だから、こういうことを提案してくれると、多分特区的なことをやる方は参考になるかもしれないという意味で、個人的には「（６）その他」はよく書いてくれたとっております。

あとのところは、当たり前のことを書いてくれているなという感じがしております。

以上です。

（樫谷委員長）ありがとうございました。

何が言いたいかというと、やはりそういうコストがかかるのだということを前提に仕組んでいただかないと、ごく一般の方の通信教育と同じ考え方でやるのではなくて、通信教育は、課題が多い方、多様な課題を持った方を対象にするとしたら、むしろそういうことを前提に事業モデルをと、私は会計士ですのでそういうことを言うのですが、資金も含めてやっていかないと回っていかないということになってしまっていて、この事例で結果的にと言えるかどうかわかりませんが、こういう厳しい財務状態になっていくので、新聞等によりますと無理な募集をしたりしているということで、会計士的に言うと自転車操業になっていたのではないかとも思われますので、そういう財務的な観点、つまり、教育の対象者によって、しっかりそういうことを対象にした事業モデルをちゃんと前提にした事業計画になっているかどうかも含め、ひょっとしたら多様な審査が必要なのかもわかりません。そんなふうに思いました。

ありがとうございました。

何かございませんか。

金子先生。

（金子委員）私の大ざっぱな感想でいいますと、日本の公立学校は、文科省を褒めるわけではないですが、しっかりガバナンスがかなりのところでできている。私立もそれなりに生き残っているところはいいですが、小泉さんのせいかどうかは別にして、株立の教育特区が入ってきたことによってかなり危なくなってきたのではないかという印象をずっと持っています。ただ、よくやっている学校もあって、例えば、神奈川県はLCAなどは結構頑張っておりますし、ウィザスは前に特区委員数名で視察に行ったのですが、ぎりぎりですが、それなりに仕組みができていて結構ちゃんとやっている。ここも通常は全国のサポート校に任せていて、年に２回ぐらい集まってスクーリングをやっているのですが、それなりの体制ができているという印象でした。アットマークも比較的ちゃんとやっていると思う。一方で、このケースはかなり厳しいのではないかと考えて

います。

私は公立学校制度は文部科学省の管理が強過ぎると思ったことから、コミュニティ・スクールを提案した。今、2,800校程度あって、かなりうまくいっている。全体的な枠組みがしっかりある中でそれぞれの地域や学校がそれなりに努力してやっているから比較的安心なのですが、株立の特区になった途端にかなり厳しくなっている。デジハリなどはまだ結構やっているように聞いています。LECはちょっとどうでしょうかというところですが、要するに、それなりにやっているところは良いが、そうではないところが何らかの方法で淘汰されるということが必要だ。そのメカニズムがないと、日本の教育システムの中ですごく厳しいところが出てしまう。アメリカなどでは、貧困層が多い地区などで公立学校で苦戦しているところも少なくない。そこで、ティーチ・フォー・アメリカみたいなものが活躍したり、手助けをしている。チャータースクール、これは公立学校としてやっていますが、難しい地域でそれなりにしっかりやっている。そういう中で、日本の株立特区は、上手くいかないところを立て直す方法がない。放置されている可能性がある。私は伊賀市のことは詳しく知りませんし、実際に見に行ったこともないのですが、市がきちんとやっているのか、方法論があるのか、かなり厳しいのではないかと。

私が一番気にしているのは、高校には就学支援金というものが政治的にできたのは良いのですが、ウィッツの場合はそれが悪用されている。ウィッツは初めから就学支援金目当てだったようなことがマスコミで言われている。就学支援金と、いい加減な株立学校がぴたっと合わさった例ではないかという危険性がある。株立特区も就学支援金も国が決めた制度です。当該自治体がきちんとガバナンスを導入できるのでしょうか。このケースについて、伊賀市がガバナンスをしっかりとできるかというあたりについて、何か議論があったのでしょうか。当然あったと思うのですけれども。

(森田課長) 今、金子先生から御指摘があったように、この制度ができたのは平成15年ですけれども、その後、就学支援金の制度ができて、今回のこの件についてはそれが絡んでいて、つまり、この制度の悪用の目的が就学支援金の不正受給という詐欺行為であり、逮捕された犯人の目的がそこにあったということは、先生の御指摘のとおりだと思っております。

ウィッツ青山学園高校の就学支援金に関しましては、まず、不正受給であったことが確定している5人分については既に返還をしております。かつ、平成27年度分の就学支援金については、これは支払いをするのは三重県ですけれども、今、三重県は支払いを留保、昨年度分は払っておりません。それはなぜかといいますと、明確に不正受給だったということが県において確認できたのは5人ですけれども、実際に何人がきちんと受給資格があって、かつ、在学実態があった人が何人だったのかということを確認する必要がありますと思っております。その確認作業ができるまでは、昨年度分は保留をしているという状態でございます。今後、その作業をしていく必要がある。今、三重県がウィッツに対して、きっちり受給資格があって在学実態があったことを示す書類の提出を求め

ておりまして、それが整わない限りは支払うことができないという状態になっているというところでございます。

ガイドラインにおいても、今の高校の就学支援金の制度がありますので、それもきっちりやっていただく必要があるということで、ページでいいますと、ガイドラインの3ページ、通し番号でいいますと6ページであります。一番下の④に、就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行することを盛り込んでおります。さらに、就学支援金がまるで学校独自のディスカウント制度であるかのように広報しているという問題もありますので、生徒募集等に当たって、この就学支援金が学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないということも入れております。さらに、奨学金の取り扱いについても、今回のウィッツの件では、極めて不適切な説明を生徒に対してして、奨学金が借りられるけれども、返す必要はない、その奨学金のうちの何十万円かはウィッツに払ってくれと、督促があっても返す必要はない、住所を変えればわからないからといった説明を生徒に対してしていたということが報道されておりますけれども、そういうことのないように、奨学金の取り扱いについても表示を求めています。

さらに申し上げますと、授業料についても、もう一つ前のページの⑤というところがありますけれども、高校教育に対して払う授業料とサポート施設に対して払う費用を明確に区別せずに、両方払わないと卒業させないといった仕組みで説明してしまっているような実態もございましたので、そこについても適切な表示をするようにということをガイドラインの中には盛り込んでおりまして、金子先生がおっしゃるとおり、就学支援金ができるために不適正なことが起こらないように、ガイドラインの中では求めているところであります。

(金子委員) 了解しました。要するに、ガバナンスをどうするかという問題は、これは文科省や内閣府の皆さんのせいではなくて、もともと株立特区のガバナンスをちゃんとやるのは難しい。その中で極端なケースとして今のような問題が起こってきて、それを是正するには、「報告をしろ」と言っただけでは十分ではないでしょう。国が閉鎖するというのも難しいし、多分適切ではないと思うのですが、馳さんが考えることかも知れませんが、何かしっかりとしたガバナンスができるような体制が必要でしょう。私はかなり前ですが、長野県の教育委員をやった。市町村の中には高校の運営がすごくアバウトなところもある。ちゃんとしたところもたくさんありますけれども。市町村立の学校はすごく厳しいなと思ったことがあるのです。長野県も教育は比較的いいほうなのですが、弱体化している自治体に株立特区で入って、ガバナンスも緩いとなると問題ですね。特区制度はいい取組も多いので、今回の「事件」をきっかけに、市町村にお任せということではないガバナンスの枠組みが必要なのではないか。これらの私の意見は、今日の議題について特段反対するものではございません。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

(森田課長) 今、金子先生からも明石先生からも御指摘をいただきましたけれども、市町

村が所轄庁になる場合のガバナンスに問題があるのではないかという御指摘をいただきましたので、私どもとしても、市町村が所轄庁になる場合の指導監督のあり方について、今のままでいいのかどうかについては、御意見を踏まえて、内閣府さんとも協議させていただいて、今のままでいいのかどうか、どこか手直しをする必要はないのかどうか、検討させていただきたいと思います。

(樫谷委員長) 山根委員。

(山根委員) ありがとうございます。

私からは1点なのですが、今、ここで学んでいる人たちがいるということがすごく重要なことだと思っています。この資料を市のほうが公開されたということなのですが、これを見ると、やはり責任ある教育の活動を行うことができる能力に欠けるであるとか、不適切な教育活動だったということで、大変本人の皆さんは混乱をされていらっしゃると思うのです。

年内をめどに結論を出していくということなのですが、この方たちが、今でも十分不安だと思っていますので、少しでも早くこの不安を解決できるように、怒りを持ったり、諦めを持ったりされていらっしゃると思いますので、少しでも早く結論を出していただけるということは必要かと思っています。

あとは、地元の地域からも、廃校を使ってこの学校がスタートしたということにも絡んでいるかと思うのですが、学校教育の存続も期待されて、要望書も提出されているということなので、関わっている人たちについては、そういう気持ちなのだと思うのです。なので、一刻も早い結論を出していただきたいと思っています。

以上です。

(樫谷委員長) いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

これは、株式会社立学校であろうと、学校法人立であろうと、要するに、教育の中身に差があってはいけない。確かに株式会社と学校法人ではガバナンスが少し違うという側面はあることはあるのですが、教育の中身に問題があると、これは学校法人であろうと株式会社であろうと論外ですので、そういう意味では、こういうガイドラインをつくっていただいて、株式会社でもしやるとしたら、このルールに従った体制なのかどうなのか、その市町村が悪いのかどうかはちょっと別として、市町村がちゃんとそれに対してガバナンスという立場で何かのチェックができるのかとか、そういうところがポイントになるのではないかと考えております。

いずれにしても、本当にきょうは率直な感想といたしまして、今回の事案については、事業をしている人、教育者としてのモラルという以前の犯罪者なので、モラルのレベルではなくて犯罪のレベルになってしまうという、これはちょっと極端な例で、何で極端な例が起こってしまったかということはもちろん反省はしなければいけないと思いますけれども、極端な例であるということと、それにしても市のチェックがちょっと甘いし、遅いし、やはり問題があったのだと思います。

そういう意味では、御意見が出たように、どういうチェックを、過大なチェックになりますとなかなか難しくなりますので、最低このチェックはしてくださいということは、今後、もし認めるとしたら、申請もあるかもわかりませんが、株立学校を特区で認めるという方向になったときには、最低このチェックはしてください、そのチェックをできる体制にありますかどうかということについて、審査をするという表現がいいかどうかわかりませんが、何かチェックをしないと、結果的に学んでいる生徒あるいは学生に迷惑をかけてしまうことになってしまうのではないかとということで、特区制度以前の話かなと思いました。

いずれにしても、生徒の教育の場の確保の観点からも、市の対応はやむを得ないと考えているのです。山根委員からも御意見がありましたように、現に学んでいる生徒がいらっしゃるのです、一刻の猶予も許しませんし、本日の伊賀市の回答の報告を受けまして、委員会としては、市が迅速に対応することが必要であるということの意見を付したいと思っております。

しかし、ちょっと心配なのは、いろいろなお金も出ない、支援金みたいなものも出ないとなったら、資金的に回っていくのかな、12月まで待てるのかなという心配もあって、そこは伊賀市が立てかえているのかどうかわかりませんが、そういうところもありますので、早急にやらないと、お金が出ないとどんなにやる気があっても破綻してしまいますので、そういう観点からも伊賀市でよく見ていただくように御指導いただけたら非常にありがたいと思います。

内閣府及び文部科学省におかれましては、今後とも状況の把握に努めまして、必要に応じて進捗状況の報告をお願いしたいと思います。また、文部科学省におかれましては、しっかりとした教育環境を確保されるように市への御支援をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

3. その他

(樫谷委員長) その次に、「その他」といたしまして、事務局で何かございますか。

文科省は御退席いただいていいわけですか。少しだけだからいただいてもいいですか。わかりました。

その他、何かございますか。

よろしいですか。

(田中参事官) 結構でございます。

(樫谷委員長) わかりました。

4. 閉会

(樫谷委員長) それでは、本日の議事は以上でございます。

本日の委員会は、これにて閉会したいと思います。ありがとうございました。